

ご利用にあたって

(株) 四国環境管理センター ぢばさん事業部

○施設の申し込み

大ホールのご利用のお申し込みは、「施設使用申込書」により使用開始日1ヶ月前までに行ってください。なお、研修室等は電話による予約受付をいたします。ただし、初めて使用される方は、直接来館のうえ使用申し込みを行って下さい。

○使用料

使用料は前納です。指定の金融機関または、ぢばさん事業部まで直接納入して下さい。やむをえない理由等でご使用を取り消しましたは、変更される場合でも原則として既納の使用料はお返しできません。

○使用制限

次の場合は、ご使用の許可をいたしません。

- 1 センター運営上の主旨、公の秩序または、善良の風俗を乱す恐れがあるとき
- 2 センターの管理上支障があるとき
- 3 その他センターを利用させることが不適切と認めるとき

○使用的取消し

次の場合は、ご使用の許可を取り消しましたは、ご使用を停止することがあります。

- 1 施設、設備等を使用目的以外に使用したとき
- 2 使用権を第3者に譲渡または、転貸したとき
- 3 その他、使用の条件に違反したとき

○施設使用について

1 会場の開閉

- (1) ホールの開閉は、ぢばさん事業部が行います。主催者は使用の前後、必ず事業部までご連絡下さい。
- (2) 主催者は必要に応じ保険をかけたり、警備員を配するなどして事故、保安、盜難等に十分配慮して下さい。

2 催し物関係業者の手配について

清掃、ごみ収集処理等については下記の業者に依頼して下さい。
主催者は、「イベント関係業者一覧」を申込書に添付して下さい。

☆清掃、シート敷き、暗幕張り

「四国環境管理センター」 (TEL 088・822・2831 担当：伊賀)

☆ごみ収集処理

「中央環境企画」 (TEL 088・847・7701)

☆ホール北側屋外大テント

「カリヤテント」 (TEL 088・828・5220)

3 備品等の貸し出しについて

貸し出し備品の持ち出しあは、必ずぢばさん事業部係員の指示により行って下さい。

4 使用上の注意

- (1) 重量物の搬入については、十分な配慮をし、据付設置時は床面に集中荷重がかかるないよう分散処置を取って下さい。
- (2) ホール内への車両の乗り入れは禁止です。やむを得ず乗り入れを必要とする場合は、係員と協議して下さい。
- (3) 建物への直接工作や、漆喰の壁に粘着テープ、押ピン等を使用したり、物を立てかけたりしないで下さい。
- (4) 会場内の火気使用は原則禁止となっています。
止むを得ず利用しなくてはならない場合は高知東消防署に一度問い合わせをして下さい。
会場内で火気を使用する場合は、センター所定の「火気使用願い」
(火気使用場所を記入した展示平面図を添付) を提出して下さい。
主催者は、火気使用設備機器等の取扱には十分注意して下さい。
必要に応じて消火器、ガス漏れ警報機等の設置や、火気のまわりに石綿を敷くなどして、安全対策を十分に行って下さい。
また、会場内の火気使用禁止表示のあるところでは、火気の使用並びに喫煙は絶対にしないで下さい。
尚、会場内で火気を使用する場合には、各位 ホール屋内での火気の使用について（事務連絡）を参照される様お願いいたします。

5 関係官庁への届出

火気の使用を希望される主催者は、催物開催日の7日前までに「禁止行為の解除承認申請書」2部と、図面1部を高知東消防署予防課（高知市高須230番地2 TEL088・866・3119）に提出し、返却された届出書の写し1部と提出した図面と同じ物1部をセンターへ提出して下さい。
また、警察署、税務署、保険所への手続きが必要なときは、主催者の責任において行って下さい。

6 電話設備

~~本ルロビに着信専用電話（088-845-8787）を設置していますので、ご利用下さい。~~
~~なお、センター外への電話は公衆電話をご利用下さい。~~
臨時電話の設置については、主催者が直接NTT高知東営業所へお申し込み下さい。

7 飲食について

飲食サービスは、センター内にカフェレストラン ヴィヴィ（088・846・0655）がございます。
なお、ご注文並びにお支払は主催者が直接行って下さい。

8 駐車場について

駐車場が混雑する恐れのあるときは、主催者は警備員を置くなどして事故のないよう留意して下さい。
センター南側の車庫及び車庫前、並びに常設展示棟北側のロータリー、その他駐車禁止の表示のある場所への駐車は固くお断りします。特にセンター周辺道路への駐車は、農業従事者の方々や一般の通行に支障が出ますので、絶対に駐車しないで下さい。

○その他

- 1 主催者は、催物の円滑な運営を図るため、事前に資料等を持参のうえ、ぢばさん事業部と詳しく打合せをして下さい。
- 2 施設、設備、備品等は慎重に取り扱って下さい。万一、利用者の責に帰すべき理由で毀損、滅失した場合は弁償していただきます。
- 3 その他詳細は「利用規定」によって当施設をご利用下さい。
- 4 施設での利用については現状復帰で返却することを基本としていますので、物品や備品及びその他、利用したものは必ず現状復帰して返却して下さい。

注意事項

別紙

(搬入・搬出)

ホールの床部分へ、自動車を乗り入れての荷物搬入、搬出は禁止しています。

展示車両がホールへ入る場合、急激なハンドル操作等でシートを傷つけないで下さい。

特殊な、タイヤの展示車両がホールへ入る場合、通路等にコンパネを敷いて下さい。

(設営パネル、電源)

パネルを立てる、または荷物を設置する場合、施錠を妨げない状態にして下さい。

パネルで、放送室への出入りが妨げられないようお願いします。

設営した電源等の消灯は、ホール使用終了後、必ず行って下さい。

(施設)

センターの施設部分に針金を巻きつけるとき等はあて布等、十分に養生して下さい。

外壁への細工（釘への打ち込み、ビスを緩める等）は禁止しています。また、漆喰壁へのパネル立てかけ、貼紙、セロハンテープ、押ピンも禁止しています。

床シートの上にカーペットや別のマットを敷く場合等、床シートを傷つけないよう

（特にカーペットやマットの加工作業時）に注意して下さい。

紙テープやガムテープなどノリの残るものは禁止しています。指定のテープを利用して下さい。

指定テープ： SEKISUI 布テープ No. 600 緑

カッター等で加工する場合は、床シートが切れますので
床シートの上での直接の作業は避けて下さい。

必ずコンパネを敷いて、その上で作業をするようにして下さい。

利用後でも床シートが切れている事が分かった場合には
シートを弁償していただく事になります

(備品)

夜間に戸外で備品を使用する場合は、警備をつけて下さい。

備品の収納は原状に復帰させて下さい。

台車は適切な利用をお願いします。

(床面、柱、天井)

ホール緑のシート地がめくれた場合は、センターで修復します。

大理石の床に、ごみ袋等（特にコーヒー等の液体の入ったもの）をおかないで下さい。

ホール柱の金属リングに設営したワイヤー、針金等を残さないで下さい。

ホール天井に風船、針金、ロープ等を残さないで下さい。なお、風船は後日回収でも結構です。

(排水、ごみ)

排水に流す汚水（油以外）は、主催者用意のざるで、ごみ（一般ごみ）を除いて下さい。

廃油等は、廃油の出た業者または、主催者で持ち帰ってください。

中央環境企画にごみ収集処理を依頼している場合は、ホール南側の焼却炉横の置き場所へ集積しておいて下さい。

灯油カン、パイプ等の金属はごみ収集処理ができないので、主催者側で持ち帰って下さい。

固くて大きなごみ（片辺1.5m以上）は小さくまとめるか、主催者側で持ち帰って下さい。

(備品片付け)

机は、新机は南の倉庫へ、旧机は北の倉庫へ、背中合わせで1列18台ずつ
積んで下さい。

ステンレス机はロビー通路南側階段横へ背中合わせで14台積んで下さい。

イスは、台車のうえに45脚×2列に乗せ南倉庫へ収納して下さい。

台車に乗らなかったイスは、木枠か柵へ収納して下さい。

各 位

(株)四国環境管理センター ちばさん事業部

ホール屋内での火気の使用について（事務連絡）

この度は、ご利用いただきありがとうございます。

平成9年10月から高知市火災予防条例により屋内での火気の使用が、原則禁止となりました。はだか火の使用、危険物の持ち込み等については事前に高知東消防署へお問い合わせください。屋外での火気の使用は可能です。その場合は、ちばさん事業部まで「火気使用願」を提出して下さい。
なお、「禁止行為の解除承認申請書」を同封いたしますので、記入事例を参考にご利用下さい。

【参 考】

高知市東消防署
TEL : 088-866-3119

平成9年10月から、高知市火災予防条例により屋内での火気の使用が原則禁止。
ただし、屋外での使用は、従来どおり使用可能。

事例

- ◇屋内でのガスボンベの持ち込み禁止
カセット式コンロであれば使用可…裸火とカセット式コンロの使用の禁止行為の解除承認申請書提出
- ◇石油ストーブは原則禁止
ただし、受付等特別な場所での使用は消防署の判断で使用可
…裸火使用禁止行為の解除承認申請書提出
補充用灯油ポリ容器は屋外で保管
- ◇電気ストーブは受付等特別な場所での使用は消防署の判断で使用可
…裸火使用禁止行為の解除承認申請書提出
- ◇セラミック電気ヒーターは屋内での使用可

以上参考事例ですので、詳しくは東消防署予防課へお問い合わせ下さい。

平成20年4月からホール内は禁煙です

- 1)ロビー内、及びホールの外での喫煙は禁止行為の解除承認申請書はいりません。
但し、ロビー内での喫煙場所は1ヶ所となり、喫煙場所の看板が必要となります。
(「喫煙所」を表示する。 10cm × 30cm、白地に黒文字、ワープロでも可)
- 2)喫煙装置(ポックス型の灰皿でもよい)を設ける。
- 3)喫煙所でテーブルは使用出来ません。イスのみ使用して下さい。
- 4)喫煙位置はイベント毎に位置が変わってもかまいません。